2　減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～50年
構築物	２～60年
機械装置	３～17年
車両運搬具	２～７年
工具器具備品（＊）	２～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権	９～10年
特許権	８年

また、法人内利用のソフトウェア（＊）については、法人内における利用可能期間（４～５年）に基づいております。

（＊）リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3　支払備金の計上基準

学校の管理下における児童生徒等の既発生の災害に係る給付金の後年度支払に備えるため、給付見込額を計上しております。

4　賞与引当金の計上基準

運営費交付金以外の収入から支給される職員の賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

5　退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

⑴　退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるものについては、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

厚生年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により厚生年金基金への掛金及び年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は、計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第38に基づき計算された退職一時金等に係る退職給付引当金の当事業年度増加額から業務費用の退職給与の額を控除して計上しております。

また、国からの出向職員に係る退職給付見積額の当事業年度増加見積額についても合わせて計上しております。

⑵　運営費交付金以外の収入で手当する職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

6　法令に基づく引当金等の計上根拠及び計上基準

⑴　スポーツ振興投票事業準備金

翌事業年度以降のスポーツ振興投票助成事業費の財源とするため、独立行政法人日本スポーツ振興センター法第22条第２項に定める基準に基づき計上しております。

⑵　特定業務特別準備金

翌事業年度以降の特定業務の財源とするため、独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第８条の３の規定に基づき、スポーツ振興投票券の売上金額の100分の５に相当する金額を計上しております。

7　有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法によっております。

8　たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による低価法によっております。

9　外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

10　共通経費の配賦基準について

独立行政法人日本スポーツ振興センターの共通経費の配賦基準を定める規程及び共通経費配賦取扱細則に基づき処理しております。

11　行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

無償貸付を受けている事業用器具備品等の物品に対し、減価償却を行ったとして得られた当事業年度減価償却費相当額を計上しております。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の利回りを参考に計算しております。

12　リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

13　消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

14　その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律（H25法11）第２条の規定による改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第８条の３第１項に規定されている「国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備等であって緊急に行う必要があるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定める業務（「特定業務」という。）」については、同法附則第８条の４第１項の規定に基づき、特定業務勘定を設けて区分経理しております。

Ⅱ　重要な債務負担行為

該当事項は、ありません。

Ⅲ　重要な後発事象

該当事項は、ありません。

Ⅳ　固有の表示科目の内容その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

〔貸借対照表関係〕

⑴　運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額

222,242,077円

⑵　運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額

5,768,267,918円